

## 第1回学校歯科保健功労内閣総理大臣表彰 実施要項

- (1) 名称：第1回学校歯科保健功労内閣総理大臣表彰
- (2) 主催者：公益社団法人日本学校歯科医会、公益財団法人日本学校保健会（申請中）
- (3) 後援：文部科学省、公益社団法人日本歯科医師会（申請中）
- (4) 行事の開催日時

令和6年10月17日（木）第88回全国学校歯科保健研究大会（長崎県）の式典にて表彰式を挙げる

- (5) 内閣総理大臣賞を授与する対象

国公立の幼稚園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む）、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

- (6) 参加資格

「全日本学校歯科保健優良校表彰」文部科学大臣賞を受賞後、3年以上経過した学校（園）のうち、受賞後も学校歯科保健の向上に尽力している学校（園）

- (7) 審査方法

ア 日本学校歯科医会 加盟団体からの推薦

日本学校歯科医会の各加盟団体は、都道府県及び指定都市の教育委員会と協議し、文部科学大臣賞受賞後、3年以上経過した学校（園）の中から、受賞後も優れた学校歯科保健活動を展開し、さらに他校や周辺地域の模範となるような創意工夫、特色ある実践を行っている1校を選定する。

なお、推薦の基準は、

■ 受賞後の学校歯科保健活動における、

- ・受賞後の新規取組・企画
- ・作成資料 開催会議
- ・う蝕率等の維持改善状況
- ・学校保健委員会の開催状況

■ 近隣学校（園）への知見提供 地域合同による学校保健活動の取組

■ その他、特記すべき先進性等

イ 学校歯科保健功労表彰内閣総理大臣賞審査委員会での審査

日本学校歯科医会は、文部科学省、学識経験者、日本学校保健会と連携し審査委員会を組織し、前記アにより選定された学校（園）から提出された「学校歯科保健功労表彰内閣総理大臣賞調査票」及び「全日本学校歯科保健優良校表彰調査票」に基づき、小学校1校とその他の校種から1校（園）の内閣総理大臣賞受賞校を決定する。

審査に当たっては、公正さの担保と可視化のため「選考の基準」及び各校種別「評価の視点」により活動内容を「学校歯科保健功労表彰内閣総理大臣賞審査票」により点数化し審査する。